

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

ちば広域連合だより

第38号

URL
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

千葉県人口**6,273,675**人(令和7年1月1日現在) 被保険者数**990,970**人(令和7年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

新広域連合長就任あいさつ

千葉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 **おた ひろし**
太田 洋
(いすみ市長)



このたび、広域連合長という重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。
後期高齢者医療制度が大きく変化する中で、被保険者の皆様が安心して適切な医療等を受けられるよう、制度の健全で円滑な運営に努めてまいりますので、被保険者をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

**マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けられます。
以下の方法で医療機関等を受診してください(有効なものに限ります)。**

お問い合わせ先 **資格保険料課** ☎043-308-6768

①マイナ保険証 ②資格確認書 ③紙の保険証(7月31日まで)

①マイナ保険証を利用する

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

受付方法

医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーに置き、本人確認等を行うことで受診できます。



②資格確認書を提示する

受付方法

医療機関等の窓口で資格確認書を提示することで受診できます。



③紙の保険証を提示する(令和7年7月31日まで)

令和7年3月の時点でお手元にある有効な健康保険証は令和7年7月31日まで使用できます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請方法は?

利用登録の解除申請はお住まいの市(区)町村で受け付けます。申請方法等については、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

利用登録を解除するとマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなくなりますので、お手元の紙の保険証または資格確認書をご使用ください。

資格確認書の交付申請方法は?

マイナ保険証での受診が困難な場合(施設入所の方を含む)などは、マイナ保険証をお持ちの場合でも、申請により資格確認書を交付します。

申請方法等については、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。



マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分